

指 定 障 害 者 支 援 施 設 施 設 長
指 定 障 害 児 入 所 施 設 施 設 長
指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者
指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所 管 理 者

様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生時の情報提供の徹底について (依頼)

日頃、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の徹底に、御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

また、各施設・事業所におかれましては、これまでの感染防止に係る通知等を踏まえ、感染拡大防止策を徹底の上、事業を継続していただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、本県における新規感染者数については、本年1月以降、徐々に減少傾向にありましたが、先週あたりから下げ止まりの状態にあり、更なる感染の拡大も懸念されるようです。再度の感染拡大を防止するためには、日頃の感染防止策を徹底していただくとともに、クラスターの発生を防止することが非常に重要であると考えています。

県では、障害福祉施設等において感染者が発生した場合に、医師や看護師で構成する「クラスター等対策チーム」の派遣や必要な衛生物資の提供などを行っているところですが、チームの派遣を迅速に行うためには、施設等からの速やかな情報提供が必要です。

県への情報提供については、令和2年12月24日付け障事第1234号で通知したところですが、施設等において、職員や入所者等に1名でも感染者が発生した場合には、保健所と連携し濃厚接触者等の調査に協力いただくとともに、速やかに障害福祉事業課にも下記のとおり情報提供していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、日頃からの感染防止策を徹底いただくとともに、特に、職員の方が、食事・休憩の時間帯や、更衣室などでマスクなしで会話することのないよう、徹底をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の県への連絡手順

(1) 第1報

各障害福祉施設等において、検査の結果、利用者及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かった場合は、下記の連絡先に概要を電話で連絡する。

(※ 休日においても感染者が発生した場合は連絡願います。)

(2) 発生速報の提出

電話での第1報後、別添の「健康危機（感染症、疑いを含む）発生速報（新型コロナウイルス版）」を作成し、下記の連絡先に提出する。

(3) 追加報告

発生速報の提出後に、記載漏れ又は記載誤りの発見、新たな感染者の判明、不測の事態の発生等があった場合は、電話で下記の連絡先にその内容を報告のうえ、修正した発生速報を提出する。

2 連絡先

千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課 法人指導班

(電 話) 043-223-2646

(FAX) 043-222-4133

(夜間・休日等) 090-6490-3312